

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔^{くわう}の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者（労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であつて歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。）の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。
- (2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (4) 乳幼児期及び学齢期（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。
- (5) 成人期（満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第1項に規定する官民データをいう。）を活用するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例について

1 歯科口腔保健の現状と法律等の状況

(1) 健康寿命における歯科口腔保健の重要性

近年、歯周病と全身疾患との関連性や、口腔機能の低下が身体の衰えに繋がるなど、歯科口腔保健の維持・増進は健康寿命の延伸に寄与することがわかってきた。

歯科口腔保健の維持・増進には乳幼児期からの適切な生活習慣や各ライフステージに応じた検診・治療を促す必要がある。また、市民の中には自ら歯科口腔保健の維持・増進に取り組むことが困難で、周囲の積極的かつ十分な支援が必要な方もおり、総合的な施策の展開が期待される場所である。

(2) 法律・県条例の状況

国は「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日施行）」を制定し、その第 3 条第 2 項で、地方公共団体に対して「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とし、都道府県に対しては第 13 条で計画を定めるよう求めている。神奈川県では「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成 23 年 7 月 1 日施行）」を制定した。

しかし、法は都道府県及び市町村に対し条例制定を求める規定がなく、県条例も県下市町村に対して何の責務を課していない。本市の歯科口腔保健施策は個別の分野計画の中で各区局が実施している状況である。

2 市会が市条例を提案する目的

健康寿命の延伸における歯科口腔保健の維持・増進の重要性を鑑みると、年齢や性別、障害の有無に関わらず、市民、歯科医療・保健医療等関係者及び事業者がその重要性を共有した取り組みが必要である。

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日施行）」第 3 条第 2 項に定められた地方公共団体の責務を積極的に果たすため、当委員会から歯科口腔保健の推進に関する条例案を提案し、制定することにより、歯科口腔保健施策を区局横断的に推進したい。

3 市条例案の主な規定

歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とし、主に以下の項目を条例に規定する。

(1) 保健医療等関係者の明記による支援の充実

保健、医療、福祉、教育に係る業務に従事する者が、自ら歯及び口腔の健康保持・増進に取り組むことが困難な方に対し、積極的に支援を行うことを求める。

(2) 歯科口腔保健の推進に関する基本的施策の充実

法律や県条例に規定がない特色として、以下のような対策を基本的施策に位置付ける。

- ・歯科口腔保健の観点から、食育や糖尿病など生活習慣病の対策を実施すること
- ・喫煙が口腔内へ与える影響に対して対策を進めること
- ・災害時の歯科口腔保健を推進すること

(3) 歯科口腔保健推進計画の策定

生涯にわたり一貫した施策が展開できるよう、総合的な歯科口腔保健計画を策定する。

(4) 健康横浜 21 推進会議の意見聴取

計画の策定や歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるときは、附属機関である健康横浜 21 推進会議の意見を聴取するものとする。

4 市、市民及び関係者の責務

市	市民	歯科医療等関係者、 保健医療等関係者及び事業者
<ul style="list-style-type: none">・歯科口腔保健推進に関する施策の策定、総合的かつ計画的な実施・国、神奈川県、歯科医療・保健医療等関係者との連携及び協力・歯科口腔保健に関する知識、歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発等の施策の実施・事業者等が行う取り組みに対する情報の提供や助言等の支援	<ul style="list-style-type: none">・歯科口腔に関する理解を深める・日常生活で自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努める	<p>【歯科医療等関係者】</p> <ul style="list-style-type: none">・良質かつ適切な歯科医療等の実施・市施策への協力・保健医療等関係者との連携 <p>【保健医療等関係者】</p> <ul style="list-style-type: none">・歯科口腔保健の取組みが困難な者に対する支援・市施策への協力・歯科医療等関係者との連携 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努める

「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例（素案）」

市民意見募集実施要領（案）

1 募集期間

平成30年12月10日（月）～平成31年1月11日（金）

2 配布場所

- (1) 各区役所
- (2) 市民情報センター
- (3) 横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会
- (4) 議会局
- (5) 市会ホームページ

※市内の保健、医療、福祉、教育の各関係団体等にも配布します。

3 意見の提出方法

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 横浜市会ホームページからの応募

※1 (1)～(3)は、御意見及び提出者の属性が記入されていれば、様式は問いません。

※2 電話や来庁による口頭での御意見の申し出についてはお受けしません。

また、御意見に対する個別の回答は行なわないこととします。

なお、いただいた御意見は当委員会に資料として配付させていただく予定です。

4 意見募集案内

添付のとおり

横浜市

歯科口腔保健の推進 について

皆様のご意見を募集します！

〔募集期間〕 平成30年12月10日（月）から平成31年1月11日（金）まで

〔応募方法〕 郵送、ホームページからの投稿、電子メールなど

（最終ページの「応募方法」をご覧ください）

急速に進展する超高齢化の中、市民の皆さんの健康寿命※をいかに伸ばしていくかが、喫緊の課題となっています。

そのような中、近年、健康寿命における歯科口腔保健の重要性が指摘されており、歯周病と全身疾患との関連性や、口腔機能の低下が身体の衰えに繋がるなど、歯科口腔保健の維持・増進は健康寿命の延伸に寄与することなどがわかってきました。

そこで、横浜市会健康福祉・医療委員会では、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくりのために、歯科口腔保健施策をさらに充実させることが重要であると考え、歯科口腔保健の推進に関する条例を提案すべく、検討を進めていますので、皆様のご意見をぜひお聴かせください。

【健康寿命について】

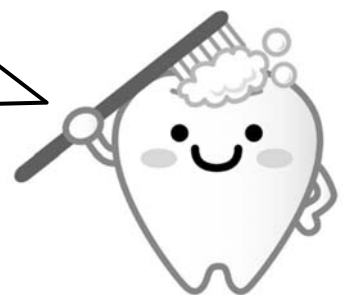
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

平成28年の統計で横浜市民の

健康寿命は男性が71.52歳、女性が74.48歳、

平均寿命は男性が81.37歳、女性が87.04歳でした。

平均寿命がそれぞれ10年ほど長いことから、健康寿命の延伸に対する取組が求められています。



条例(素案)の主な内容

<目的>

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施し、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくりに役立つことを目的にします。

<基本理念>

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次のことを基本理念として行います。

- 1 市民の皆さんが歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活で歯科口腔保健の取組を進められるようにします。
- 2 乳幼児期から高齢期まで年齢によって異なる歯や口腔の状態、機能、疾患の性質に合わせた歯科口腔保健を進めます。
- 3 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育など関係する分野の施策も合わせて行い、関係者が協力して歯科口腔保健を進めます。

<責務>

基本理念のもと、横浜市、市民の皆さん、歯科医療や保健医療に携わる方の取組を定めます。

- 1 横浜市の取組
 - (1) 歯科口腔保健推進に関する施策を定め、実施します。また、国や神奈川県、歯科医療、保健医療などの関係者との協力を努めます。
 - (2) 歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患予防の取組を広めるための施策を行います。
 - (3) 職場や勤務先などが行う歯科口腔保健の取組に、情報の提供や助言を行います。
- 2 市民の皆さんの取組
歯科口腔保健に関する理解を深めましょう。また、乳幼児期から高齢期まで、定期的に歯科検診を受診するなど、日常生活の中で歯科口腔保健の取組を進めましょう。
- 3 歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の取組
 - (1) 歯科医療に携わる方は市民の皆さんに質の高い歯科医療や保健の指導をしましょう。
 - (2) 保健医療に携わる方は、日々の口腔ケアや受診をご自分で行うことが難しい方に、必要な支援を行いましょう。
 - (3) 歯科医療や保健医療に携わる方は互いに協力して歯科口腔保健を推進しましょう。また、市と協力して歯科口腔保健を進めましょう。
 - (4) 事業者の皆さんは従業員の方に歯科検診の受診などを積極的に働きかけましょう。

<基本的な施策>

横浜市は、市民の皆さんが歯科口腔保健について正しい知識を持ち、取り組んでいただくための施策を行います。横浜市の特色ある取組として、歯科口腔保健の観点から食育や糖尿病などの生活習慣病への対策や、喫煙が口腔内に与える影響について対策を進めます。また、災害時の歯科口腔保健の対策も進めます。

(仮称) 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔^{くわう}の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者（労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

（歯科医療等関係者の責務）

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。）の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療等関係者及び事業者の責務）

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（基本的施策）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。
- (2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (4) 乳幼児期及び学齢期（小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。
- (5) 成人期（満 18 歳から満 65 歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第1項に規定する官民データをいう。）を活用するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

ご意見募集について

次の設問についてご意見をお寄せください。応募方法については裏面をご覧ください。

1. 「横浜市歯科口腔保健の推進」について、ご意見・お考えをお寄せください。
2. 応募いただく際には、次の項目についてもあわせて記載してください。
 - ①あなたの年代(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上)
 - ②区名(〇〇区在住または〇〇区在勤とご記載ください。市外の方は「市外」とご記載ください。)

※記入欄が足りない場合などは別紙をお付けください。
また、提出の様式は決まっていますので、他の様式でも構いません。

*** ** ご意見欄 *** **

①あなたの年代(該当するものに○をつけてください。)

20歳未満、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上

②区名(〇〇区在住または〇〇区在勤とご記載ください。市外の方は「市外」とご記載ください。)

_____区 在住・在勤 (←該当するものに○をつけてください。)

※電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。

また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、横浜市会健康福祉・医療委員会に資料として配布させていただく予定です。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

募集期間

平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年1月 11 日(金)

問い合わせ先

横浜市議会事務局議事課

TEL 045-671-3045

応募方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送又は持参 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市議会事務局議事課

※下記封筒を切り取ってご利用ください。(切手不要。1月11日消印有効)

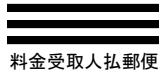
持参の場合は平日8時45分～17時15分の開庁時間にご持参ください。

②ファクシミリ 045-681-7388 ※前頁のご意見欄をご利用ください。件名は「市民意見募集」としてください。

③電子メール gi-giji@city.yokohama.jp ※件名を「市民意見募集」とし、設問へのご意見等をメール本文に記載してください。

④横浜市会ホームページからの応募 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>(横浜市会トップページ)**歯科口腔保健の推進に関する
ご意見を募集しています** のバナーをクリック※電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。
また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

のりしろ



料金受取人払郵便

差出有効期限
平成31年1月
11日まで

2 3 1 - 8 7 9 0

0 1 7

横浜市
中区港町 1 - 1横浜市議会事務局議事課
「歯科口腔保健の推進」意見募集担当
行

のりしろ

のりしろ